

別添（第1条関係）

特殊排気設備点検業務実施要領

1 目的

愛媛県原子力センターに設置している特殊排気設備（以下「当該機器」という。）を正常な状態で稼働し、使用するため、当該機器の点検を行う。

2 準拠基準等

- 日本産業規格（J I S）
- 日本電気工業会規格（J E M）
- その他必要な規格・基準等

3 対象機器及び交換部品

別紙1のとおり

4 設置場所

愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1

5 点検概要

委託業務は、次により行うこととし、その範囲及び詳細は、別紙2「特殊排気設備点検表」のとおり実施すること。

6 点検条件

- (1) 当該機器に関し知識と経験のある専門の技術員により実施すること。
- (2) 点検に伴い交換が必要となる部品や軽微な消耗品の交換は本点検に含むものとする。
- (3) 作業終了時には、各種設定値を確認するとともに、正常動作を確認すること。
- (4) 点検作業により発生した不用品は受託者で適正に処分すること。
- (5) 点検状況の写真を撮影し、実施報告書に含めること。

なお、部品交換においては、交換前、交換中及び交換後の写真を撮影すること。

(6) 点検内容に疑義が生じた場合は、当センターの監督職員へ確認すること。

7 報告

受託者は、点検結果を別紙2「特殊排気設備点検表」の内容を満たした点検表により報告すること。

8 不具合への対応

(1) 受託者は、当センターから本契約の対象機器について、不具合発生の連絡（夜間及び土・日曜日その他の休日を除く平日昼間の時間帯に限る）があった場合は、当センター職員が実施する復旧作業等への技術的助言を行うものとする。

(2) 前項における作業により不具合が復旧せず、当センターから調査及び修理等の依頼があった場合は、受託者はこれに誠実に対応するものとする。

ただし、これに要する費用については、別途、契約の締結または文書により合意したうえで実施するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の期間は、本業務終了後も当該年度内は継続するものとする。

9 その他

その他、疑義が生じた場合は協議等を行うこと。

別紙 1

対象機器一覧

機器名	仕様、品番	数量
(1) ドラフトチャンバー	株式会社ダルトン DFC51-KC18-AA0T DFV-11MV-18BAT DFV14-AK-18AA1	5
〃	ヤマト科学株式会社 LDS-180SAZ	1
(2) 排ガス洗浄装置	株式会社ダルトン CMD-F80D	3
(3) 排気ファン	株式会社ダルトン CES151	1

交換部品一覧

交換部品名	仕様、品番	数量
pH電極	2505HI-10	3
給気フィルター	DS-300	12
Vベルト	A-38×2、A-43×1、A-43×1、A-35×1	5

別紙 2

特殊排気設備点検表

1. ドラフトチャンバー 6台

1-1 本体

内 容	点検結果
A 各部の清掃 B 照明灯の点検 C 内壁材の点検 D 配線等の点検 E ワイヤーの点検 F 給水・排水配管の点検 G 排気風量モニターの点検・風速測定 H 総合動作確認	

1-2 給気拡散ユニット

内 容	点検結果
A 各部の清掃 B フィルタの点検・清掃・交換	

2. 排ガス洗浄装置 3台

2-1 本体

内 容	点検結果
A 外観検査、各部の清掃 B 充填剤、洗浄塔内、循環槽清掃 C ポンプ動作確認 D ファン動作確認 E 液洩れ確認 F pH電極部材交換、清掃、校正 G 総合動作確認	

2-2 制御装置

内 容	点検結果
A 外観検査、各部の清掃 B 総合動作確認	

3. 排気ファン 1台

3-1 排気ファン

内 容	点検結果
A 外観検査、各部の清掃 B ベルト確認 C 総合動作確認	